投資信託説明書
（請求目論見書）

2026.4.9

東証グロース250ETF

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

◆この目論見書により行う「東証グロース２５０ＥＴＦ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2026 年 4 月 8 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 4 月 9 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2026 年 4 月 8 日
発行者名	：	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　水嶋　浩雅
本店の所在の場所	：	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	名称　　株式会社東京証券取引所 所在地　東京都中央区日本橋兜町２番１号

Simplex
Asset Management

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－　目　次　－

頁

第一部【証券情報】…… 1
第二部【ファンド情報】…… 3
　第１【ファンドの状況】…… 3
　第２【管理及び運営】…… 29
　第３【ファンドの経理状況】…… 36
　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 64
第三部【委託会社等の情報】…… 65
約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

東証グロース２５０ＥＴＦ（以下「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

300 億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（6）【申込単位】

2 万口以上 1 万口単位とします。
※詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2026 年 4 月 9 日から 2026 年 10 月 8 日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-6843-1413
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（9）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

東証グロース２５０ＥＴＦ（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、東証グロース市場 250 指数を対象指標とし、株価指数先物取引の買い建て、または対象指標に採用されている株式への投資、あるいは株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行うことにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指します。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
追加型投信	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型
	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産（　　）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年２回	日本	
不動産投信	年４回	北米	日経225
その他資産 （　　）	年６回 （隔月）	欧州	
資産複合 （株式、中小型株、債券、公債、その他資産（株価指数先物取引）） 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 （毎月）	アジア	ＴＯＰＩＸ
	日々	オセアニア	
	その他 （　）	中南米	
		アフリカ	その他 （東証グロース市場250指数）
		中近東 （中東）	
		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、株価指数先物取引のうち東証グロース市場 250 指数を対象とするものを主要投資対象としております。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（資産複合（株式、中小型株、債券、公債、その他資産（株価指数先物取引））資産配分変更型と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
      ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
   (3)不動産投信
      これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
   (4)その他資産
      組入れている資産を記載するものとする。
   (5)資産複合
      以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
      ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
      ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分
①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

■主要投資対象

株式や公社債等、短期金融資産を投資対象とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。

※　東証グロース市場250指数について

東証グロース市場250指数は、主にマザーズ市場※に上場していた内国普通株式及びグロース市場に上場する内国普通株式を対象とする時価総額加重型で算出される株価指数です。株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社が算出・公表しています。算出方法は2003年9月12日の時価総額を1,000ポイントとして、その後の時価総額を指数化したものです。

基準日：2003年9月12日

基準値：1,000ポイント

※　旧東京証券取引所マザーズ（2022年4月4日の新しい市場区分へと再編以前の東京証券取引所マザーズ）をいいます。

※　東証グロース市場250指数の著作権等について

① 東証グロース市場250指数の指数値及び東証グロース市場250指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証グロース市場250指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証グロース市場250指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

② JPXは、東証グロース市場250指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証グロース市場250指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証グロース市場250指数に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

③ JPXは、東証グロース市場250指数の指数値及び東証グロース市場250指数に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証グロース市場250指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

④ JPXは、東証グロース市場250指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証グロース市場250指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

⑤ 当ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。

⑥ JPXは、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。

⑦ JPXは、当社又は当ファンドの購入者のニーズを東証グロース市場250指数の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。

⑧ 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

取引所における売買

上　場　日	：	2018年2月1日
上 場 市 場	：	東京証券取引所
売 買 単 位	：	10口単位
手　数　料	：	申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

①当ファンドは、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証グロース市場250指数（以下「対象指数」といいます。）を原資産とする株価指数先物取引の買い建て、または対象指数に採用されている株式への投資、あるいは同株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行います。

②株価指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。

③次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。

a. 対象指数の計算方法が変更された場合

b. 対象指数に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、対象指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合

c. 追加信託ならびに一部解約の指図を行う場合

d. その他、連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合

④市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

■投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には、制限を設けません。
投資信託証券への投資割合	信託財産の総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図	わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。

※　将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年7月8日を決算日とします。

○ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

・受益権が上場されます。
下記の金融商品取引所で売買することができます。
東京証券取引所
売買単位は10口単位です。
手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。
取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

④　信託金限度額
・300 億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2018 年 1 月 31 日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2018 年 2 月 1 日
・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場
2023 年 11 月 6 日
・ファンド名称を「東証マザーズＥＴＦ」から「東証グロース２５０ＥＴＦ」に変更

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

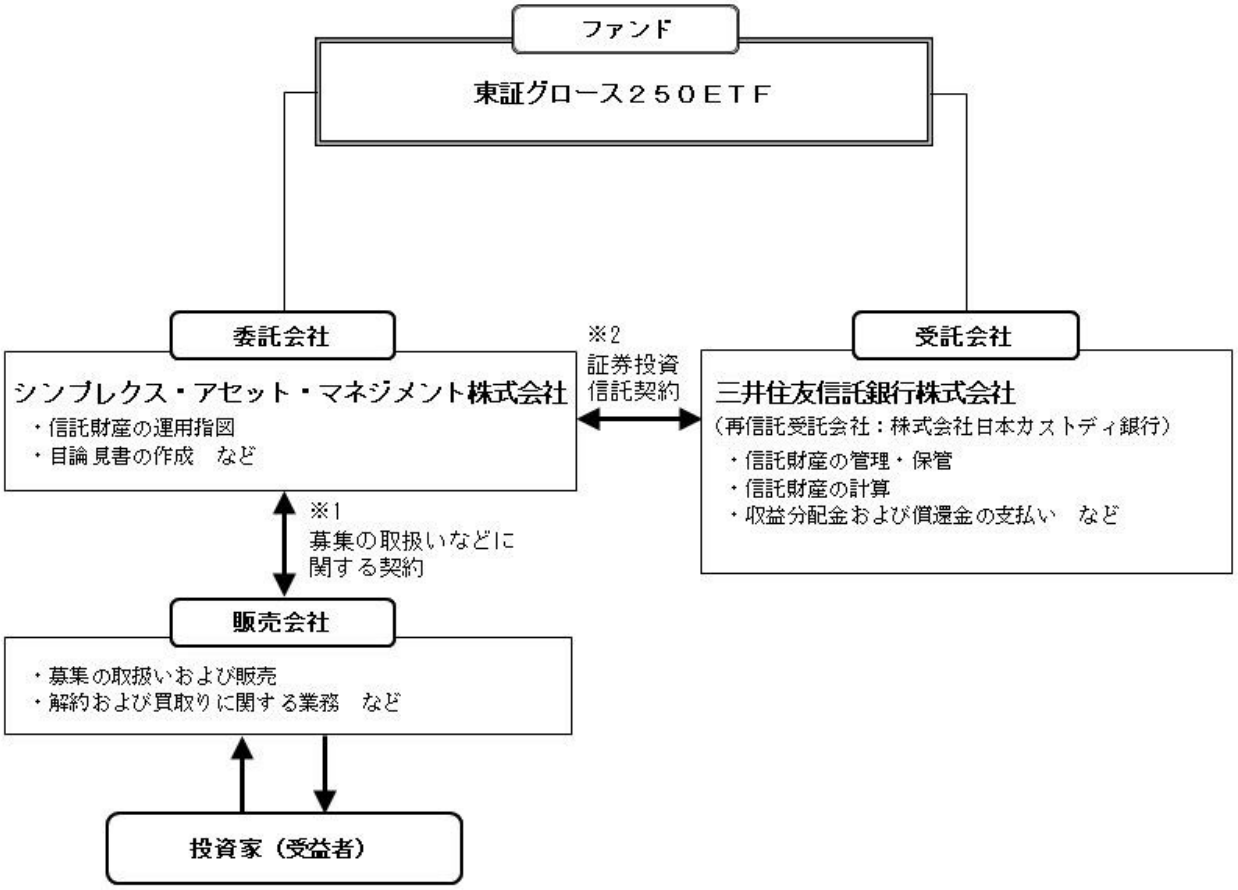

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、解約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2026 年 1 月末現在）

1）資本金

370 百万円

2）沿革

1999 年 11 月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立
1999 年 12 月：投資顧問業の登録　関東財務局長　第 903 号
2000 年 5 月：投資一任契約に係る業務の認可　金融再生委員会　第 27 号
2001 年 4 月：投資信託委託業認可　内閣総理大臣　第 5 号
2007 年 9 月：金融商品取引業者登録　関東財務局長（金商）第 341 号

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
（株）シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内１丁目５番１号	7,400 株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① この信託は、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証グロース市場 250 指数（以下「対象指数」といいます。）を原資産とする株価指数先物取引の買い建て、または対象指数に採用されている株式への投資、あるいは同株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行います。
② 株価指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。
③ 次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。
ａ．対象指数の計算方法が変更された場合
ｂ．対象指数に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、対象指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合
ｃ．追加信託ならびに一部解約の指図を行う場合
ｄ．その他、連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
④ ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款第 23 条、第 25 条および第 26 条に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形
② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1.株券または新株引受権証書
2.国債証券
3.地方債証券
4.特別の法律により法人の発行する債券
5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6.特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7.コマーシャル・ペーパー
8.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から8.の証券または証書の性質を有するもの
10.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
11.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）で 12 に定めるもの以外のもの。
12.投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
13.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16.外国法人が発行する譲渡性預金証書
17.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19.外国の者に対する権利で 18.の有価証券の性質を有するもの
なお、第 1 号の証券または証書、第 9 号および第 15 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号の証券および第 9 号および第 15 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 10 号および第 11 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲
前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

④ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（3）【運用体制】

◆当ファンドの運用体制

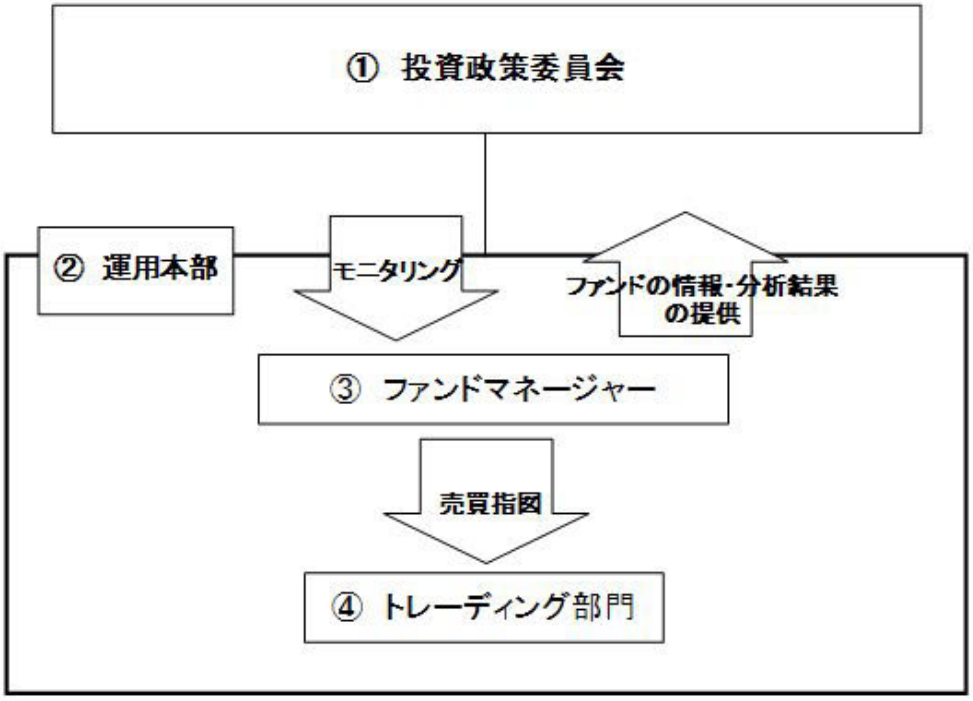

① 投資政策委員会
投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

② 運用本部
①で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

③ ファンド・マネージャー
運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

④ トレーディング部門
ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）

- 投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。
- 運用本部は、20名、そのうち、トレーディング部門は、3名で構成されています。
- 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

＜委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等＞
当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※上記は2026年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

1）信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。

2）信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

3）毎計算期末に信託財産から生じたイ）に掲げる利益の合計額は、ロ）に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

イ）有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金

ロ）有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

② 収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1）株式への投資割合には、制限を設けません。

2）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

3）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の 5%以下とします。

4）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

5）信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

6）わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

7）わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

8）わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

10）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

11）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
ハ）上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
12）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
13）信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
14）信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
15）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
イ）解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
ロ）借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内
ハ）解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
16）デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
17）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、対象指標は次に掲げる要件を満たすことから、対象指標を構成する有価証券等の発行体等のエクスポージャーを零とみなしてエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率を計算します。
イ）投資信託委託業者等以外の者によって算出されるものであること
ロ）指数及びその算出方法が公表されているものであること
ハ）有価証券指数にあっては、多数の銘柄の価格を総合的に表すものであること

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドは、株式や公社債等、短期金融資産（以下「有価証券等」）を投資対象とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、これらの価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

株式の価格は国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け変動します。株式の価格が大幅に下落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。

当ファンドにおいては、国内株式市場のなかで比較的時価総額の小さな銘柄の株式に投資します。これらの銘柄は、国内株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな変動となる可能性があります。国内株式市場全体の平均よりも大幅に下落し、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなる場合があります。

株価指数先物取引の価格は、株価指数の計算根拠となる対象企業の株価や、株式市場全般の値動きに影響を受けて変動します。国内外の株価指数の値動きや株式市場全般の値動きに影響を受けて変動することもあります。当ファンドにおいて買い建てた株価指数先物取引の価格が予想外に下落し、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなる場合があります。株価指数先物取引の原資産である株価指数の構成銘柄が国内株式市場のなかで比較的時価総額の小さな銘柄である場合や、いわゆる新興企業である場合は、株式市場全体の動きと比較して価格変動が大きな変動となる可能性があります。株価指数先物取引の原資産の株価指数が国内株式市場全体の平均よりも大幅に下落することで株価指数先物取引の価格も大幅に下落し、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなる場合があります。

② 流動性リスク

有価証券等を売却もしくは購入、又は株価指数先物取引を買い建てるもしくは解消しようとする際に、買い需要がないことによる売却不可能、売り供給がないことにより購入不可能となる、又は流動性等がなく株価指数先物取引が行えない可能性があります。また、市場等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及びデリバティブ取引の流通量などの状況、又は当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて投資する、国内株式市場のなかで比較的時価総額の小さな銘柄や新興企業の株式や、それらを構成銘柄とする株価指数を原資産とする株価指数先物取引は、国内株式市場全体のなかで取引量が小さく、流動性が低いため、売買が不可能となったり、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性が高くなります。この場合には基準価額がより大きく下落する要因となります。

③ 信用リスク

一般に、投資した企業の経営などに重大な危機が生じた場合、債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、基準価額が下落します。

また、当ファンドは、コール・ローンなどの短期金融資産で運用することがありますが、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落します。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に為替相場の影響により変動します。外貨建資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 金利変動リスク

当ファンドでは、公社債やコール・ローン等を投資対象とします。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、損失が生じることがあります。

⑥ デリバティブ取引に関するリスク
当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。株価指数先物取引などのデリバティブ取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれらによって変動します。デリバティブ取引の価値は、種類によっては、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産とデリバティブ取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱時や取引相手の倒産等により当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これらデリバティブ取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

⑦ レバレッジに関するリスク
当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。株価指数先物取引の買い建て総額は、純資産総額に対してほぼ同額となることがあります（レバレッジ比率）。
なお、株価指数先物取引の買い建て総額が純資産総額に対して上回る場合があります。ただし、その場合であっても、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により「リスク量」として算出した額は信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 有価証券の貸付等におけるリスク
有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。

・対象指標と基準価額のかい離リスク
当ファンドは、東証グロース市場 250 指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを保証することはできません。

a. 東証グロース市場 250 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の流動性の低さなどから、対象指標と同じタイミングでポートフォリオの調整をすることができず、また調整に相当の期間を要してしまい、結果としてポートフォリオと対象指標の構成銘柄および構成比率が異なり、対象指標の変動率と一致しなくなる可能性があり、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
b. 東証グロース市場 250 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があり、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
c. 株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
d. 株価指数先物取引には先物満期日（以下「限月」）があるため、当該先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと（「ロールオーバー」といいます。）となります。このとき、買い建てている先物を売却し、乗り換え対象となる限月の先物を買い建てることになりますが、限月が異なるため２つの先物取引には元来価格差があります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
e. 信託報酬、売買委託手数料、その他の費用などをファンドが負担することにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
f. 組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生することにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
g. 資金の流出入により基準価額の変動率とかい離が生ずる可能性があります。
h. 信託報酬、売買委託手数料、その他の費用等のコスト負担が、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率とのかい離の要因になります。

・換金性等が制限される場合
通常と異なる状況において、設定または解約に制限を設けることがあります。
当ファンドは、株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の 1.または 2.に該当する場合には、委託会社は、前営業日の取得申込みの取消しを行うものとします。また、次の 1.または 2.に該当する場合には、委託会社は、前営業日の一部換金（解約）の実行の請求を取消すことができます。
１．株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日もしくは解約申込日の翌営業日の午後立会が行われないとき、もしくは停止されたとき。
２．取得申込日の翌営業日もしくは解約申込日の翌営業日の株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における株価指数先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの株価指数先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び換金（解約）請求の受付けを中止することがあります。

・分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。

・当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人資産運用業協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及びデリバティブ取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

・当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指標や基準価額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われなかったり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者（当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。）は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。

・受益権は、委託会社と受託会社との協議により、一定日現在の受益権を均等に再分割もしくは併合されることがあります。

・受益権の総口数が 30 万口を下回った場合、信託期間中であっても償還されることがあります。

・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止された場合は、繰り上げ償還されます。

・適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

（2）リスク管理体制

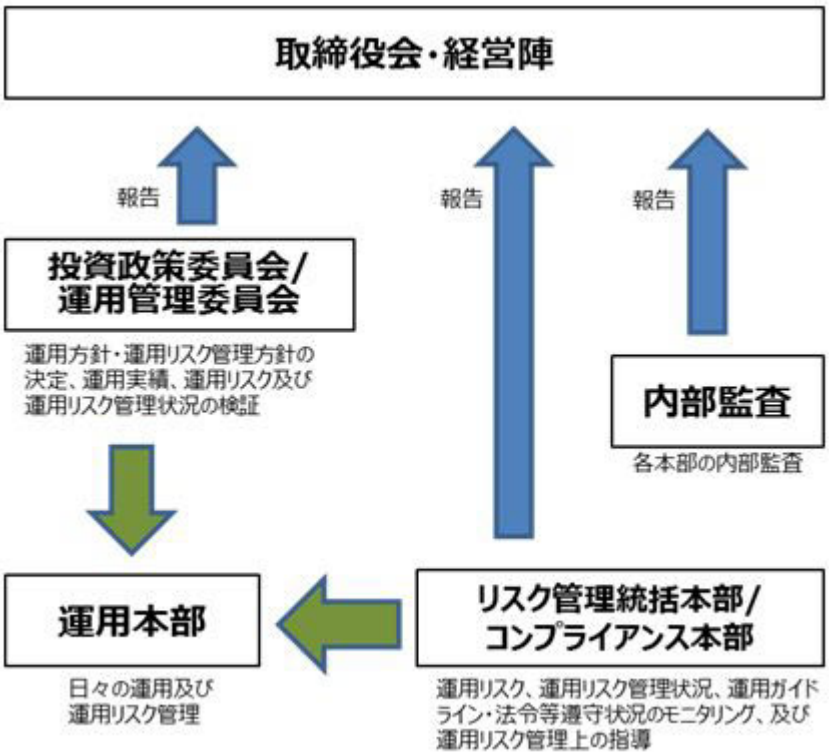

※上記は 2026 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜流動性リスクの管理体制＞

・当社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年2月末～2026年1月末

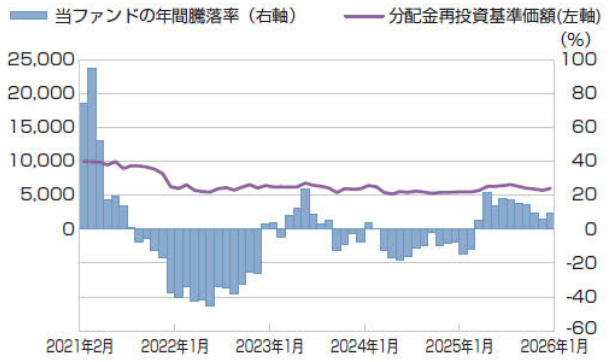

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年2月末を10,000として指数化しております。

＊年間騰落率は、2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年2月末～2026年1月末

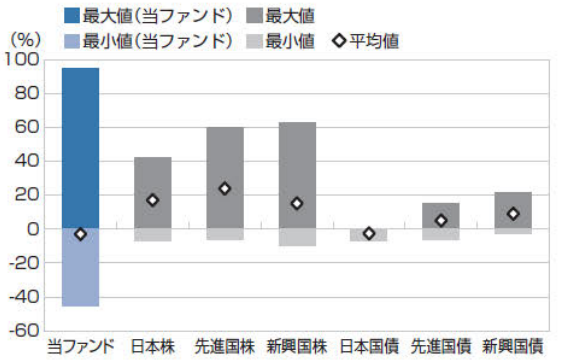

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	94.5	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△45.1	△7.1	△5.8	△9.7	△6.9	△6.1	△2.7
平均値	△2.9	17.1	23.9	15.2	△2.5	5.1	9.1

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

＊2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

＊決算日に対応した数値とは異なります。

＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数
日本株・・・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益者が解約請求を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

② 信託財産留保額

解約申込日の翌営業日の基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額（１口当たり）を上限とし、ご換金時にご負担いただきます。(有価証券届出書提出日現在)

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記１）により計算した額に、下記２）により計算した額を加算して得た額とします。

1） 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 55.0（消費税込）以内の率を乗じて得た額

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
総額	0.55%（税抜 0.5%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	0.45%（税抜）	0.05%（税抜）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

2） 株式の貸付を行った場合は、その品貸料の 55.0%（消費税込）以内の額

＜2026 年 4 月 30 日まで＞

総額	55.0%（税抜 50.0%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	40.0%（税抜）	10.0%（税抜）

＜2026 年 5 月 1 日以降＞

総額	55.0%（税抜 50.0%）	
配分	委託会社	受託会社
	45.0%（税抜）	5.0%（税抜）

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

② 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

① 当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。
② 信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行った場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。
③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。
④ 上記③に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記１．から７．までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
   １．この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
   ２．振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
   ３．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
   ４．目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
   ５．信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
   ６．運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
   ７．この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
   ８．格付の取得に要する費用
   ９．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
   10．受益権の上場に係る費用※
   11．ファンドにおいて、約款に定める基本方針に沿う運用を行うために必要な対象指数の指数値、構成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用

   ※ファンドの上場に係る費用
   ・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825％（税抜 0.0075％）。
   ・毎年末の純資産総額に対して、0.00825％（税抜 0.0075％）および TDnet 利用料。
⑤ 委託会社は、上記③および④に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。
⑥ 上記⑤に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。
⑦ 上記⑥の場合において、上記③および④に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記⑤に規定する見積率の上限は、年 10,000 分の 20 とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

１）受益権の売却時の課税
売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

２）収益分配金の受取り時の課税
収益分配金は配当所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

３）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISA は、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）受益権の売却時の課税
受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

２）収益分配金の受取り時の課税
収益分配金は配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われ、他の法人所得と合算して課税されます。

３）解約金および償還金に対する課税
受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

４）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は 2026 年 1 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2024年7月9日～2025年7月8日

総経費率(貸株込)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.61%	0.56%	0.14%

(注)対象期間中の運用･管理にかかった費用の総額(原則として､購入時手数料､売買委託手数料等を除く)を､期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した比率年率)です。
(注)上記総経費率は貸株収益に関連する費用を含みます。これを除外した場合の総経費率は0.69% (①+②)となります。

５【運用状況】

【東証グロース２５０ＥＴＦ】

以下の運用状況は2026年 1月 30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	8,063,083,800	69.21
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	3,586,964,937	30.79
合計(純資産総額)		11,650,048,737	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	3,583,995,000	30.76

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	株式	ジーエヌアイグループ	医薬品	133,000	3,047.82	405,360,060	2,548.00	338,884,000	2.91
日本	株式	トライアルホールディングス	小売業	97,500	2,521.97	245,892,075	2,892.00	281,970,000	2.42
日本	株式	サンバイオ	医薬品	145,000	2,075.59	300,960,550	1,849.00	268,105,000	2.30
日本	株式	アストロスケールホールディングス	サービス業	198,000	717.41	142,047,224	1,084.00	214,632,000	1.84
日本	株式	フリー	情報・通信業	71,300	3,728.01	265,807,113	2,711.00	193,294,300	1.66
日本	株式	Ｓｙｎｓｐｅｃｔｉｖｅ	情報・通信業	151,200	1,232.08	186,290,496	1,179.00	178,264,800	1.53
日本	株式	タイミー	サービス業	106,900	1,880.80	201,057,520	1,354.00	144,742,600	1.24
日本	株式	ＧＥＮＤＡ	サービス業	197,700	799.55	158,071,035	670.00	132,459,000	1.14
日本	株式	ＬＡホールディングス	不動産業	13,200	6,253.57	82,547,124	9,980.00	131,736,000	1.13
日本	株式	ｉｓｐａｃｅ	サービス業	216,000	529.39	114,348,240	587.00	126,792,000	1.09
日本	株式	クオリプス	医薬品	15,400	5,931.80	91,349,720	7,910.00	121,814,000	1.05
日本	株式	スリー・ディー・マトリックス	精密機器	273,400	217.27	59,402,688	436.00	119,202,400	1.02
日本	株式	ＱＰＳホールディングス	情報・通信業	64,000	1,973.53	126,305,920	1,825.00	116,800,000	1.00
日本	株式	オンコリスバイオファーマ	医薬品	66,100	627.54	41,480,394	1,739.00	114,947,900	0.99
日本	株式	カバー	情報・通信業	69,700	2,030.41	141,519,577	1,622.00	113,053,400	0.97
日本	株式	ＭＴＧ	その他製品	26,600	4,080.50	108,541,300	4,235.00	112,651,000	0.97
日本	株式	パワーエックス	電気機器	54,800	1,949.07	106,809,112	1,886.00	103,352,800	0.89

日本	株式	ＦＦＲＩセキュリティ	情報・通信業	10,900	5,984.71	65,233,339	9,250.00	100,825,000	0.87
日本	株式	Ａｉロボティクス	化学	75,400	1,287.06	97,044,324	1,336.00	100,734,400	0.86
日本	株式	ＢｕｙＳｅｌｌ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	卸売業	20,500	3,051.49	62,555,545	4,890.00	100,245,000	0.86
日本	株式	エクサウィザーズ	情報・通信業	138,200	406.52	56,181,064	716.00	98,951,200	0.85
日本	株式	ＧＡ　ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	不動産業	54,500	1,937.04	105,568,680	1,557.00	84,856,500	0.73
日本	株式	タスキホールディングス	不動産業	98,100	667.32	65,464,092	859.00	84,267,900	0.72
日本	株式	インテグラル	証券、商品先物取引業	23,200	3,181.23	73,804,536	3,545.00	82,244,000	0.71
日本	株式	ティーケーピー	不動産業	33,800	1,849.31	62,506,678	2,370.00	80,106,000	0.69
日本	株式	ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ	精密機器	273,600	173.39	47,439,504	274.00	74,966,400	0.64
日本	株式	ノースサンド	サービス業	45,800	1,764.93	80,833,794	1,579.00	72,318,200	0.62
日本	株式	ＢＡＳＥ	情報・通信業	203,300	398.61	81,037,413	329.00	66,885,700	0.57
日本	株式	ヘリオス	医薬品	153,600	491.36	75,472,896	382.00	58,675,200	0.50
日本	株式	ＨＵＭＡＮ　ＭＡＤＥ	小売業	15,200	4,076.70	61,965,840	3,850.00	58,520,000	0.50

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	0.58
		食料品	0.58
		繊維製品	0.32
		化学	1.19
		医薬品	10.78
		金属製品	0.37
		機械	0.79
		電気機器	1.67
		輸送用機器	1.03
		精密機器	2.39
		その他製品	1.35
		電気・ガス業	0.33
		空運業	0.27
		情報・通信業	21.44
		卸売業	1.35
		小売業	4.58
		証券、商品先物取引業	1.34
		保険業	0.31
		その他金融業	0.19
		不動産業	4.08
		サービス業	14.24
合計			69.21

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証グロース市場２５０株価指数先物	買建	5,055	日本円	3,430,265,910	3,583,995,000	30.76

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)		東京証券取引所取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第１計算期間末　(2018年７月８日)	2,881	2,881	779	779	776
第２計算期間末　(2019年７月８日)	2,242	2,242	701	701	696
第３計算期間末　(2020年７月８日)	1,320	1,320	777	777	771
第４計算期間末　(2021年７月８日)	3,713	3,713	895	895	890
第５計算期間末　(2022年７月８日)	18,814	18,814	528	528	524.6
第６計算期間末　(2023年７月８日)	16,791	16,791	613	613	610.1
第７計算期間末　(2024年７月８日)	21,072	21,072	516	516	512.3
第８計算期間末　(2025年７月８日)	16,734	16,734	578	578	576.6
2025年１月末日	17,520	—	512	—	508.8
２月末日	16,811	—	514	—	510.7
３月末日	16,846	—	513	—	509.8
４月末日	17,818	—	533	—	533.8
５月末日	18,450	—	587	—	582.5
６月末日	17,205	—	590	—	587.3
７月末日	16,511	—	600	—	596.2
８月末日	16,629	—	615	—	612.8
９月末日	15,358	—	589	—	585
10月末日	13,841	—	565	—	564.6
11月末日	13,550	—	553	—	548.2
12月末日	12,075	—	535	—	528.8
2026年１月末日	11,650	—	561	—	555.3

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第１期	2018年１月31日～2018年７月８日	0.0000
第２期	2018年７月９日～2019年７月８日	0.0000
第３期	2019年７月９日～2020年７月８日	0.0000
第４期	2020年７月９日～2021年７月８日	0.0000
第５期	2021年７月９日～2022年７月８日	0.0000
第６期	2022年７月９日～2023年７月８日	0.0000
第７期	2023年７月９日～2024年７月８日	0.0000

第8期	2024年7月9日～2025年7月8日	0.0000
当中間期	2025年7月9日～2026年1月8日	―

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2018年1月31日～2018年7月8日	△22.10
第2期	2018年7月9日～2019年7月8日	△10.01
第3期	2019年7月9日～2020年7月8日	10.84
第4期	2020年7月9日～2021年7月8日	15.19
第5期	2021年7月9日～2022年7月8日	△41.01
第6期	2022年7月9日～2023年7月8日	16.10
第7期	2023年7月9日～2024年7月8日	△15.82
第8期	2024年7月9日～2025年7月8日	12.02
当中間期	2025年7月9日～2026年1月8日	△3.81

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2018年1月31日～2018年7月8日	3,800,000	100,000
第2期	2018年7月9日～2019年7月8日	1,700,000	2,200,000
第3期	2019年7月9日～2020年7月8日	1,600,000	3,100,000
第4期	2020年7月9日～2021年7月8日	10,760,000	8,310,000
第5期	2021年7月9日～2022年7月8日	41,520,000	10,060,000
第6期	2022年7月9日～2023年7月8日	7,430,000	15,630,000
第7期	2023年7月9日～2024年7月8日	18,050,000	4,600,000
第8期	2024年7月9日～2025年7月8日	4,330,000	16,230,000
当中間期	2025年7月9日～2026年1月8日	980,000	8,420,000

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

運用実績

（2026年1月30日現在）

＜基準価額・純資産の推移＞

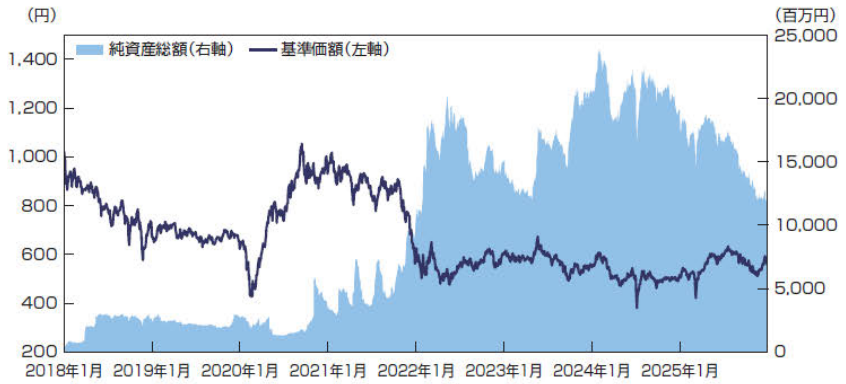

基準価額	561円
純資産総額	116.50億円

＜分配の推移＞

決算期	分配金
2021年7月	0円
2022年7月	0円
2023年7月	0円
2024年7月	0円
2025年7月	0円
設定来累計	0円

※分配金は１口当たり、税引前の金額です。

＜主要な資産の状況＞

■資産の配分

組入資産	比率
株式	69.2%
現金その他	30.8%

■株価指数先物取引の状況

取引内容		比率
東証グロース250先物　2026年3月限	買建	30.8%

■組入上位10銘柄

	銘　柄	業種	比率
1	ジーエヌアイグループ	医薬品	2.9%
2	トライアルホールディングス	小売業	2.4%
3	サンバイオ	医薬品	2.3%
4	アストロスケールホールディングス	サービス業	1.8%
5	フリー	情報・通信業	1.7%
6	Ｓｙｎｓｐｅｃｔｉｖｅ	情報・通信業	1.5%
7	タイミー	サービス業	1.2%
8	ＧＥＮＤＡ	サービス業	1.1%
9	ＬＡホールディングス	不動産業	1.1%
10	ｉｓｐａｃｅ	サービス業	1.1%

■組入上位５業種

	業　種	比率
1	情報・通信業	21.4%
2	サービス業	14.2%
3	医薬品	10.8%
4	小売業	4.6%
5	不動産業	4.1%

＜年間収益率の推移＞（暦年ベース）

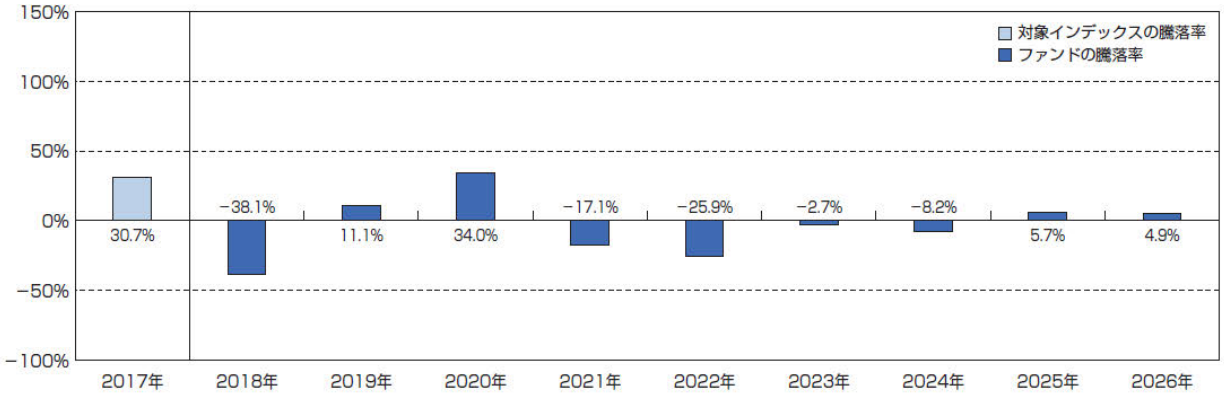

・ファンドの年間収益率は、基準価額で計算しています。
・2017年は、対象インデックス（東証マザーズ指数）の年間騰落率です。
　あくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
・2018年は設定日（1月31日）から年末までの騰落率、2026年は年初来1月末までの騰落率を表示しています。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

・販売会社は、分割される受益権を、取得申込日の午後 5 時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（2 万口）以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後 5 時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。

・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

（２）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間

原則として、午後 5 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）上記（１）の規定にかかわらず、委託会社は、下記のａ．～ｄ．の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。

ａ．ファンドの計算期間終了日（決算日）の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の 5 営業日前から起算して 5 営業日以内）

ｂ．ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間

ｃ．受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の 3 営業日前から前営業日まで

ｄ．上記ａ．～ｃ．のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ｅ．なお、上記ａ．～ｄ．に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

（５）株価指数先物取引のうち、主として取引を行うものについて、次の 1.～2. に該当する場合には、原則として、委託会社は、前営業日の取得申込の取り消しを行うものとします。

１．株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会が行われないとき、もしくは停止されたとき

２．取得申込日の翌営業日の株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における株価指数先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの株価指数先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

（６）申込金額

取得申込日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（７）申込単位

2 万口以上で販売会社が定める単位

※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-6843-1413
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した購入申込が可能です。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）受益権の解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の午後5時までに、最低口数（2万口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

（2）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（3）取扱時間

原則として、午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（4）上記（1）の規定にかかわらず、委託会社は、下記のａ．～ｄ．の期日および期間における受益権の一部解約請求については、原則として、当該一部解約請求の受付けを停止します。

ａ．ファンドの計算期間終了日（決算日）の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内）

ｂ．ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

ｃ．受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の3営業日前から前営業日まで

ｄ．上記ａ．～ｃ．のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ｅ．なお、上記ａ．～ｄ．に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求を受け付ける場合があります。

（5）株価指数先物取引のうち、主として取引を行うものについて、次の1.～2.に該当する場合には、原則として、委託会社は、前営業日の一部解約請求の取り消しを行うものとします。

1．株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の解約申込日の翌営業日の午後立会が行われないとき、もしくは停止されたとき

2．解約申込日の翌営業日の株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における株価指数先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの株価指数先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

（6）解約制限

委託会社が別に定める換金請求上限口数を超えた口数については、換金を受付けません。

（7）解約価額

解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%（有価証券届出書提出日現在）の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-6843-1413
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（8）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（9）解約単位

2万口以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(10) 解約代金の支払い

原則として、解約申込日から起算して5営業日目からお支払いします。

※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した換金請求が可能です。その場合のお支払いは、清算制度に準じます。

(11) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜基準価額算出の流れ＞

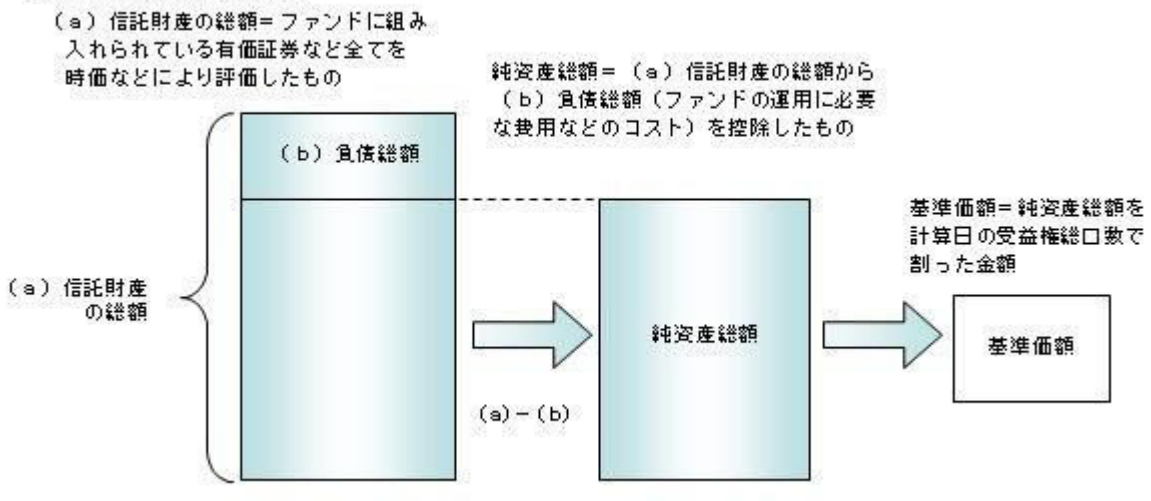

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）

・価格情報会社の提供する価額

※残存期間１年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

◇有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-6843-1413
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2018 年 1 月 31 日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

原則として毎年 7 月 9 日から翌年 7 月 8 日までとします。

（5）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）2020 年 7 月 8 日以降、受益者の解約により受益権の総口数が 30 万口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

ロ）対象指数が廃止された場合、公示性または市場性が失われたとき、継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合

ハ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ニ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ホ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ヘ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

なお、上記イ）またはロ）の場合は、受託会社と合意のうえ、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

4）繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

1）原則として受託会社または取扱会社が、信託終了後 40 日以内の委託会社の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。

2）償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権 1 口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。

③ 信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④　書面決議

1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

6）当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜書面決議の主な流れ＞

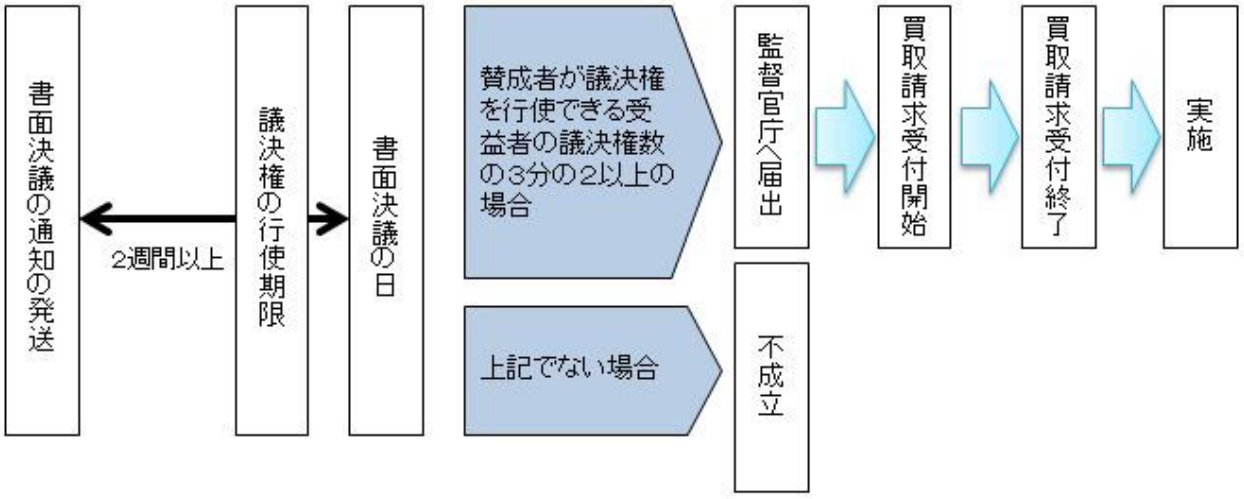

⑤　公告

公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス　　http://www.simplexasset.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行いません。

⑦　関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金受領権

・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行います。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行うことができます。

・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金受領権

・信託期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの償還金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が償還金について支払開始日から 10 年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（3）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（4）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 8 期計算期間（2024 年 7 月 9 日から 2025 年 7 月 8 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年9月26日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙見　昂平

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東証グロース250ＥＴＦの2024年7月9日から2025年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東証グロース250ＥＴＦの2025年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1【財務諸表】

【東証グロース２５０ＥＴＦ】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (2024年 7月 8日現在)	第8期 (2025年 7月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,959,746,486	13,543,724,203
株式	13,704,584,200	12,211,241,100
派生商品評価勘定	389,699,460	7,652,360
未収入金	－	70,768
未収配当金	2,857,050	3,384,076
未収利息	28,115	169,059
前払金	－	225,216,420
その他未収収益	38,966,727	37,914,329
差入委託証拠金	488,038,528	329,322,112
流動資産合計	32,583,920,566	26,358,694,427
資産合計	32,583,920,566	26,358,694,427
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	146,502,780
前受金	378,522,460	－
未払受託者報酬	21,443,955	20,755,525
未払委託者報酬	113,816,890	107,123,045
未払利息	835,374	5,407,111
受入担保金	10,980,904,515	9,328,759,965
その他未払費用	16,369,418	16,073,190
流動負債合計	11,511,892,612	9,624,621,616
負債合計	11,511,892,612	9,624,621,616
純資産の部		
元本等		
元本	40,860,000,000	28,960,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△19,787,972,046	△12,225,927,189
（分配準備積立金）	△249,580,268	△151,477,122
元本等合計	21,072,027,954	16,734,072,811
純資産合計	21,072,027,954	16,734,072,811
負債純資産合計	32,583,920,566	26,358,694,427

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第７期 （自　2023年７月９日 至　2024年７月８日）	第８期 （自　2024年７月９日 至　2025年７月８日）
営業収益		
受取配当金	11,721,096	18,123,705
受取利息	3,372,608	50,442,410
有価証券売買等損益	△1,334,184,527	1,388,417,611
派生商品取引等損益	△1,378,703,555	576,654,100
その他収益	222,914,738	377,034,654
営業収益合計	△2,474,879,640	2,410,672,480
営業費用		
支払利息	4,982,010	36,612,632
受託者報酬	32,229,212	46,267,246
委託者報酬	181,042,508	237,758,080
その他費用	28,587,470	26,859,665
営業費用合計	246,841,200	347,497,623
営業利益又は営業損失（△）	△2,721,720,840	2,063,174,857
経常利益又は経常損失（△）	△2,721,720,840	2,063,174,857
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,721,720,840	2,063,174,857
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△10,618,211,206	△19,787,972,046
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,113,960,000	7,709,190,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,113,960,000	7,709,190,000
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,562,000,000	2,210,320,000
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,562,000,000	2,210,320,000
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△19,787,972,046	△12,225,927,189

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第７期(2024年７月８日現在)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第８期(2025年７月８日現在)

同上

（貸借対照表に関する注記）

区分	第７期 (2024年７月８日現在)		第８期 (2025年７月８日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額				
	期首元本額	27,410,000,000円	期首元本額	40,860,000,000円
	期中追加設定元本額	18,050,000,000円	期中追加設定元本額	4,330,000,000円
	期中解約元本額	4,600,000,000円	期中解約元本額	16,230,000,000円
2. 受益権の総数		40,860,000口		28,960,000口
3. 有価証券貸借取引				
	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。	株式 10,531,789,100円	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。	株式 9,147,783,600円
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額	19,787,972,046円	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額	12,225,927,189円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第７期 (自 2023年７月９日 至 2024年７月８日)	第８期 (自 2024年７月９日 至 2025年７月８日)
1.分配金の計算過程		
A 当ファンドの配当等収益額	233,026,432円	408,988,137円
B 分配準備積立金	△240,747,510円	△249,580,268円
C 配当等収益額合計（A+B）	△7,721,078円	159,407,869円
D 経費	241,859,190円	310,884,991円
E 収益分配可能額（C-D）	-円	-円

F 収益分配金額	-円	-円
G 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)	△249,580,268 円	△151,477,122 円
H 口数	40,860,000 口	28,960,000 口
I 分配金額(1 口当たり)	-円	-円
2.その他収益	-	主に株式の貸付けに係る品貸料であります。
3.その他費用	主に印刷費用、上場関連費用及びライセンス料であります。	-

(金融商品に関する注記)

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第7期 (自 2023年 7月 9日 至 2024年 7月 8日)	第8期 (自 2024年 7月 9日 至 2025年 7月 8日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、株式および株価指数先物取引を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期 (2024年 7月 8日現在)	第8期 (2025年 7月 8日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第7期 (2024年 7月 8日現在)	第8期 (2025年 7月 8日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△1,296,188,585	1,106,354,915
合計	△1,296,188,585	1,106,354,915

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

第7期（2024年 7月 8日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	6,975,943,540	－	7,365,643,000	389,699,460
合計		6,975,943,540	－	7,365,643,000	389,699,460

第8期（2025年 7月 8日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	4,660,727,420	－	4,521,877,000	△138,850,420
合計		4,660,727,420	－	4,521,877,000	△138,850,420

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおります。

4.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第7期 (2024年 7月 8日現在)	第8期 (2025年 7月 8日現在)
1口当たりの純資産額　516円	1口当たりの純資産額　578円

（4）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
（イ）株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
Ｌｉｂ　Ｗｏｒｋ	40,800	680.00	27,744,000	貸付有価証券 40,500株
グリーンエナジー&カンパニー	3,600	2,246.00	8,085,600	貸付有価証券 3,500株
ＳＡＡＦホールディングス	82,600	252.00	20,815,200	貸付有価証券 82,100株
ロゴスホールディングス	6,600	1,189.00	7,847,400	貸付有価証券 4,700株
トヨコー	22,900	2,810.00	64,349,000	貸付有価証券 11,800株
ジェイフロンティア	4,400	1,860.00	8,184,000	貸付有価証券 4,300株
ベースフード	57,700	467.00	26,945,900	貸付有価証券 34,900株
サンクゼール	13,700	1,542.00	21,125,400	貸付有価証券 12,100株
ＴＥＮＴＩＡＬ	14,300	4,115.00	58,844,500	貸付有価証券 7,600株
コージンバイオ	5,400	1,687.00	9,109,800	貸付有価証券 5,300株
Ａｉロボティクス	17,300	5,530.00	95,669,000	貸付有価証券 13,800株
リプロセル	378,500	194.00	73,429,000	貸付有価証券 377,000株
Ｃｈｏｒｄｉａ　Ｔｈｅｒａｐｅｕｔｉｃｓ	72,800	208.00	15,142,400	貸付有価証券 72,400株
ＰＲＩＳＭ　ＢｉｏＬａｂ	46,500	227.00	10,555,500	貸付有価証券 44,000株
ジーエヌアイグループ	192,100	3,060.00	587,826,000	貸付有価証券 101,800株
Ｈｅａｒｔｓｅｅｄ	38,100	3,230.00	123,063,000	貸付有価証券 32,700株
アンジェス	1,267,000	59.00	74,753,000	貸付有価証券 1,204,500株
オンコセラピー・サイエンス	808,800	29.00	23,455,200	貸付有価証券 797,800株
ＮＡＮＯ　ＭＲＮＡ	268,400	138.00	37,039,200	貸付有価証券 267,400株
カルナバイオサイエンス	61,000	348.00	21,228,000	貸付有価証券 58,500株

キャンバス	79,100	1,014.00	80,207,400	貸付有価証券 76,100株
ラクオリア創薬	73,100	534.00	39,035,400	貸付有価証券 36,700株
シンバイオ製薬	185,600	171.00	31,737,600	貸付有価証券 184,700株
オンコリスバイオファーマ	84,300	615.00	51,844,500	貸付有価証券 80,700株
サンバイオ	202,900	2,059.00	417,771,100	貸付有価証券 177,400株
ヘリオス	182,500	459.00	83,767,500	貸付有価証券 106,500株
ソレイジア・ファーマ	657,700	44.00	28,938,800	貸付有価証券 648,600株
ステムリム	118,100	301.00	35,548,100	貸付有価証券 117,400株
ペルセウスプロテオミクス	37,400	415.00	15,521,000	貸付有価証券 28,900株
ステラファーマ	79,100	396.00	31,323,600	貸付有価証券 42,200株
坪田ラボ	27,100	392.00	10,623,200	貸付有価証券 26,800株
ティムス	94,700	166.00	15,720,200	貸付有価証券 90,900株
ノイルイミューン・バイオテック	36,600	175.00	6,405,000	貸付有価証券 36,200株
クオリプス	20,600	5,880.00	121,128,000	貸付有価証券 20,200株
ケイファーマ	7,400	710.00	5,254,000	貸付有価証券 4,100株
技術承継機構	7,500	6,260.00	46,950,000	貸付有価証券 4,000株
ＪＲＣ	24,400	1,160.00	28,304,000	貸付有価証券 23,300株
ＡＣＳＬ	43,100	1,374.00	59,219,400	貸付有価証券 41,800株
エヌ・ピー・シー	79,200	686.00	54,331,200	貸付有価証券 75,300株
オキサイド	26,100	2,060.00	53,766,000	貸付有価証券 18,600株
バルミューダ	8,900	843.00	7,502,700	貸付有価証券 8,700株
ＱＤレーザ	167,600	223.00	37,374,800	貸付有価証券 166,900株
松屋アールアンドディ	22,500	700.00	15,750,000	貸付有価証券 17,100株
セレンディップ・ホールディングス	7,000	3,265.00	22,855,000	貸付有価証券 3,800株
ＡｅｒｏＥｄｇｅ	4,100	2,830.00	11,603,000	貸付有価証券 2,300株

Ｌｉｂｅｒａｗａｒｅ	23,900	1,790.00	42,781,000	貸付有価証券 21,700株
Ｔｅｒｒａ　Ｄｒｏｎｅ	10,300	5,290.00	54,487,000	貸付有価証券 9,700株
プレシジョン・システム・サイエンス	75,900	197.00	14,952,300	貸付有価証券 75,500株
ジャパン・ティッシュエンジニアリング	51,500	587.00	30,230,500	貸付有価証券 48,400株
セルシード	139,100	473.00	65,794,300	貸付有価証券 138,600株
スリー・ディー・マトリックス	326,100	184.00	60,002,400	貸付有価証券 251,000株
ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ	435,400	173.00	75,324,200	貸付有価証券 296,900株
コラントッテ	9,600	1,427.00	13,699,200	貸付有価証券 7,100株
イーディーピー	36,600	550.00	20,130,000	貸付有価証券 29,400株
ブシロード	105,700	689.00	72,827,300	貸付有価証券 56,300株
ＭＴＧ	42,400	4,075.00	172,780,000	貸付有価証券 22,500株
レジル	20,000	2,050.00	41,000,000	貸付有価証券 16,900株
デジタルグリッド	13,600	9,900.00	134,640,000	貸付有価証券 7,100株
スカイマーク	127,400	492.00	62,680,800	貸付有価証券 67,800株
ＶＲＡＩＮ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎ	6,400	2,600.00	16,640,000	貸付有価証券 6,200株
ソラコム	38,200	802.00	30,636,400	貸付有価証券 37,900株
カウリス	8,100	1,643.00	13,308,300	貸付有価証券 7,900株
ＰｏｓｔＰｒｉｍｅ	12,800	749.00	9,587,200	貸付有価証券 12,600株
豆蔵デジタルホールディングス	20,300	1,761.00	35,748,300	貸付有価証券 19,900株
オプロ	2,900	1,405.00	4,074,500	貸付有価証券 1,600株
ＲＯＸＸ	15,400	1,166.00	17,956,400	貸付有価証券 12,300株
グロースエクスパートナーズ	3,500	1,803.00	6,310,500	貸付有価証券 3,400株
キッズスター	3,200	1,990.00	6,368,000	貸付有価証券 1,700株
オルツ	76,600	88.00	6,740,800	貸付有価証券 67,300株
Ｈｍｃｏｍｍ	5,200	789.00	4,102,800	貸付有価証券 2,800株

Ｓａｐｅｅｔ	1,700	3,030.00	5,151,000	貸付有価証券 900株
インフォメティス	11,300	1,091.00	12,328,300	貸付有価証券 6,000株
Ｓｙｎｓｐｅｃｔｉｖｅ	235,300	1,253.00	294,830,900	貸付有価証券 232,000株
ＧＶＡ　ＴＥＣＨ	8,800	508.00	4,470,400	貸付有価証券 4,700株
ｖｉｓｕｍｏ	3,100	1,000.00	3,100,000	貸付有価証券 1,700株
フォルシア	1,000	2,101.00	2,101,000	貸付有価証券 700株
フライヤー	3,600	934.00	3,362,400	貸付有価証券 2,000株
ＴａｌｅｎｔＸ	8,500	1,207.00	10,259,500	貸付有価証券 7,100株
ミーク	16,900	785.00	13,266,500	貸付有価証券 8,900株
ビジュアル・プロセッシング・ジャパン	2,100	1,532.00	3,217,200	貸付有価証券 1,000株
ミライロ	13,700	631.00	8,644,700	貸付有価証券 7,200株
ダイナミックマッププラットフォーム	29,900	1,193.00	35,670,700	貸付有価証券 19,900株
ＺｅｎｍｕＴｅｃｈ	2,900	12,150.00	35,235,000	貸付有価証券 2,400株
ジグザグ	4,100	2,516.00	10,315,600	貸付有価証券 2,100株
ビリングシステム	15,200	1,073.00	16,309,600	貸付有価証券 13,700株
モルフォ	14,900	1,177.00	17,537,300	貸付有価証券 10,200株
ＦＦＲＩセキュリティ	15,600	5,800.00	90,480,000	貸付有価証券 10,100株
日本ファルコム	13,000	1,166.00	15,158,000	貸付有価証券 7,000株
アドバンスト・メディア	42,700	1,160.00	49,532,000	貸付有価証券 29,800株
環境フレンドリーホールディングス	477,900	69.00	32,975,100	貸付有価証券 476,100株
ドリコム	37,200	535.00	19,902,000	貸付有価証券 36,400株
クラウドワークス	40,000	1,050.00	42,000,000	貸付有価証券 32,500株
カヤック	20,400	436.00	8,894,400	貸付有価証券 14,900株
データセクション	42,300	2,886.00	122,077,800	貸付有価証券 37,500株
Ａｉｍｉｎｇ	118,300	246.00	29,101,800	貸付有価証券 84,000株

ＪＩＧ－ＳＡＷ	15,700	2,675.00	41,997,500	貸付有価証券 8,400株
うるる	11,700	1,510.00	17,667,000	貸付有価証券 6,300株
シェアリングテクノロジー	61,900	1,033.00	63,942,700	貸付有価証券 58,800株
ウォンテッドリー	6,000	1,378.00	8,268,000	貸付有価証券 3,300株
ヘッドウォータース	7,200	4,010.00	28,872,000	貸付有価証券 4,200株
勤次郎	22,000	908.00	19,976,000	貸付有価証券 21,700株
ペイクラウドホールディングス	33,600	909.00	30,542,400	貸付有価証券 33,200株
GMOフィナンシャルゲート	12,300	5,220.00	64,206,000	貸付有価証券 7,700株
日本情報クリエイト	15,200	731.00	11,111,200	貸付有価証券 8,200株
ティアンドエスグループ	14,500	1,142.00	16,559,000	貸付有価証券 14,300株
ニューラルグループ	16,200	763.00	12,360,600	貸付有価証券 8,800株
トヨクモ	11,600	3,025.00	35,090,000	貸付有価証券 7,200株
ラキール	9,700	1,047.00	10,155,900	貸付有価証券 9,300株
プレイド	60,400	1,080.00	65,232,000	貸付有価証券 59,900株
ヤプリ	24,700	780.00	19,266,000	貸付有価証券 13,200株
ＥＮＥＣＨＡＮＧＥ	67,000	307.00	20,569,000	貸付有価証券 66,200株
ｃｏｌｙ	5,800	1,818.00	10,544,400	貸付有価証券 5,700株
ココナラ	71,000	375.00	26,625,000	貸付有価証券 41,800株
スパイダープラス	59,700	484.00	28,894,800	貸付有価証券 31,800株
網屋	14,600	3,260.00	47,596,000	貸付有価証券 14,200株
エクサウィザーズ	218,900	405.00	88,654,500	貸付有価証券 175,000株
サスメド	24,900	616.00	15,338,400	貸付有価証券 13,200株
セキュア	7,100	1,500.00	10,650,000	貸付有価証券 6,900株
ＢｅｅＸ	1,400	2,615.00	3,661,000	貸付有価証券 800株
Ｊストリーム	35,500	373.00	13,241,500	貸付有価証券 35,200株

コアコンセプト・テクノロジー	26,000	1,250.00	32,500,000	貸付有価証券 13,800株
ＲＯＢＯＴ　ＰＡＹＭＥＮＴ	4,800	2,517.00	12,081,600	貸付有価証券 4,000株
セーフィー	70,300	1,083.00	76,134,900	貸付有価証券 37,500株
くふうカンパニーホールディングス	75,900	183.00	13,889,700	貸付有価証券 67,500株
ワンキャリア	15,200	2,110.00	32,072,000	貸付有価証券 8,100株
プロパティデータバンク	17,500	972.00	17,010,000	貸付有価証券 16,300株
バンク・オブ・イノベーション	7,600	10,580.00	80,408,000	貸付有価証券 4,100株
フレクト	5,200	2,010.00	10,452,000	貸付有価証券 2,800株
グローバルセキュリティエキスパート	16,100	3,000.00	48,300,000	貸付有価証券 13,500株
ＪＤＳＣ	20,400	1,119.00	22,827,600	貸付有価証券 15,600株
Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス	86,700	1,112.00	96,410,400	貸付有価証券 66,400株
Ｋｕｄａｎ	26,200	1,057.00	27,693,400	貸付有価証券 21,500株
スマレジ	12,500	3,040.00	38,000,000	貸付有価証券 12,300株
ミンカブ・ジ・インフォノイド	34,800	514.00	17,887,200	貸付有価証券 34,500株
バルテス・ホールディングス	31,700	422.00	13,377,400	貸付有価証券 31,300株
ｋｕｂｅｌｌ	44,200	475.00	20,995,000	貸付有価証券 38,700株
ＨＥＮＮＧＥ	54,900	1,699.00	93,275,100	貸付有価証券 54,600株
ＢＡＳＥ	346,800	399.00	138,373,200	貸付有価証券 186,600株
フリー	112,300	3,735.00	419,440,500	貸付有価証券 42,600株
ウィルズ	35,600	654.00	23,282,400	貸付有価証券 23,900株
ＡＩ　ｉｎｓｉｄｅ	5,900	3,450.00	20,355,000	貸付有価証券 3,200株
ビザスク	15,600	800.00	12,480,000	貸付有価証券 15,500株
サイバーセキュリティクラウド	23,900	1,610.00	38,479,000	貸付有価証券 10,200株
アイキューブドシステムズ	5,600	1,823.00	10,208,800	貸付有価証券 2,900株
サイバートラスト	8,600	2,536.00	21,809,600	貸付有価証券 4,700株

ＳＭ　ＥＮＴＥＲＴＡＩＮＭＥＮＴ　ＪＡＰ	122,400	112.00	13,708,800	貸付有価証券 65,300株
ドリーム・アーツ	5,100	3,515.00	17,926,500	貸付有価証券 5,100株
トリプルアイズ	7,100	1,326.00	9,414,600	貸付有価証券 4,100株
ＡｎｙＭｉｎｄ　Ｇｒｏｕｐ	51,300	553.00	28,368,900	貸付有価証券 41,300株
ｕｎｅｒｒｙ	4,000	2,335.00	9,340,000	貸付有価証券 2,500株
ｅＷｅＬＬ	12,800	2,410.00	30,848,000	貸付有価証券 12,500株
ＦＩＸＥＲ	12,500	555.00	6,937,500	貸付有価証券 7,000株
ｐｌｕｓｚｅｒｏ	9,800	3,130.00	30,674,000	貸付有価証券 5,300株
ｔｒｉｐｌａ	12,400	2,192.00	27,180,800	貸付有価証券 12,300株
スマートドライブ	31,900	392.00	12,504,800	貸付有価証券 17,100株
オープンワーク	18,000	1,010.00	18,180,000	貸付有価証券 9,700株
ｎｏｔｅ	23,100	1,499.00	34,626,900	貸付有価証券 22,700株
ｊｉｇ．ｊｐ	71,900	264.00	18,981,600	貸付有価証券 38,200株
ＥＬＥＭＥＮＴＳ	41,700	1,128.00	47,037,600	貸付有価証券 37,400株
テクノロジーズ	10,700	879.00	9,405,300	貸付有価証券 10,200株
カバー	124,800	2,029.00	253,219,200	貸付有価証券 120,000株
Ａｒｅｎｔ	6,800	4,905.00	33,354,000	貸付有価証券 6,700株
トランザクション・メディア・ネットワーク	62,500	434.00	27,125,000	貸付有価証券 50,200株
ジェノバ	18,300	677.00	12,389,100	貸付有価証券 18,000株
Ｒｉｄｇｅ－ｉ	4,100	2,588.00	10,610,800	貸付有価証券 3,900株
ＡＢＥＪＡ	22,600	3,570.00	80,682,000	貸付有価証券 11,800株
グリッド	4,000	2,566.00	10,264,000	貸付有価証券 2,500株
Ｌａｂｏｒｏ．ＡＩ	23,500	1,072.00	25,192,000	貸付有価証券 18,100株
ファーストアカウンティング	14,000	1,534.00	21,476,000	貸付有価証券 13,100株
ネットスターズ	28,200	907.00	25,577,400	貸付有価証券 15,100株

ＡＶＩＬＥＮ	6,400	1,622.00	10,380,800	貸付有価証券 3,400株
くすりの窓口	9,500	3,345.00	31,777,500	貸付有価証券 9,200株
ＱＰＳ研究所	100,400	1,975.00	198,290,000	貸付有価証券 59,000株
ヒューマンテクノロジーズ	10,100	2,149.00	21,704,900	貸付有価証券 5,400株
アルファポリス	30,700	1,489.00	45,712,300	貸付有価証券 16,400株
ＴＭＨ	3,100	1,572.00	4,873,200	貸付有価証券 1,700株
ＢＲＵＮＯ	28,000	1,001.00	28,028,000	貸付有価証券 27,600株
ＢｕｙＳｅｌｌ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	26,100	3,090.00	80,649,000	貸付有価証券 19,400株
バリュエンスホールディングス	17,400	899.00	15,642,600	貸付有価証券 13,200株
トライアルホールディングス	155,000	2,518.00	390,290,000	貸付有価証券 154,300株
ＩＮＧＳ	2,700	2,610.00	7,047,000	貸付有価証券 1,400株
ジェイグループホールディングス	39,300	741.00	29,121,300	貸付有価証券 21,000株
海帆	143,600	713.00	102,386,800	貸付有価証券 123,500株
ミラタップ	32,500	358.00	11,635,000	貸付有価証券 23,300株
バルニバービ	23,100	1,173.00	27,096,300	貸付有価証券 12,400株
ベガコーポレーション	11,300	1,763.00	19,921,900	貸付有価証券 10,000株
ジェイドグループ	34,000	1,365.00	46,410,000	貸付有価証券 33,700株
ＤＡＩＷＡ　ＣＹＣＬＥ	2,900	3,795.00	11,005,500	貸付有価証券 2,700株
ｙｕｔｏｒｉ	5,000	4,190.00	20,950,000	貸付有価証券 4,800株
クラシコム	6,200	1,572.00	9,746,400	貸付有価証券 3,300株
ハルメクホールディングス	11,600	1,073.00	12,446,800	貸付有価証券 6,100株
ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ	6,100	1,346.00	8,210,600	貸付有価証券 3,300株
ＮＡＴＴＹ　ＳＷＡＮＫＹホールディングス	4,700	3,295.00	15,486,500	貸付有価証券 2,400株
ＳＢＩレオスひふみ	131,100	196.00	25,695,600	貸付有価証券 126,500株
ＳＢＩリーシングサービス	10,000	4,075.00	40,750,000	貸付有価証券 9,800株

インテグラル	36,900	3,175.00	117,157,500	貸付有価証券 15,000株
ライフネット生命保険	135,700	2,090.00	283,613,000	貸付有価証券 135,100株
ＳＢＩインシュアランスグループ	26,200	1,356.00	35,527,200	貸付有価証券 14,000株
ブロードマインド	5,000	1,072.00	5,360,000	貸付有価証券 2,700株
Ｓｏｌｖｖｙ	18,400	1,636.00	30,102,400	貸付有価証券 18,000株
タスキホールディングス	137,200	661.00	90,689,200	貸付有価証券 76,800株
ククレブ・アドバイザーズ	6,300	5,740.00	36,162,000	貸付有価証券 3,400株
ツクルバ	17,300	585.00	10,120,500	貸付有価証券 9,100株
ＬＡホールディングス	20,400	6,220.00	126,888,000	貸付有価証券 12,400株
クリアル	6,400	4,695.00	30,048,000	貸付有価証券 3,400株
アンビション　ＤＸ　ホールディングス	8,900	2,042.00	18,173,800	貸付有価証券 4,800株
ティーケーピー	53,700	1,847.00	99,183,900	貸付有価証券 51,200株
ＧＡ　ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	77,900	1,937.00	150,892,300	貸付有価証券 48,000株
アズーム	6,400	8,510.00	54,464,000	貸付有価証券 3,400株
ダイブ	5,400	935.00	5,049,000	貸付有価証券 3,800株
マテリアルグループ	20,900	750.00	15,675,000	貸付有価証券 17,700株
アストロスケールホールディングス	257,600	669.00	172,334,400	貸付有価証券 122,200株
インテグループ	2,700	2,308.00	6,231,600	貸付有価証券 1,400株
ＷＯＬＶＥＳ　ＨＡＮＤ	5,100	716.00	3,651,600	貸付有価証券 4,800株
ＦＲＯＮＴＥＯ	99,700	573.00	57,128,100	貸付有価証券 57,000株
タイミー	189,100	1,875.00	354,562,500	貸付有価証券 188,200株
博展	30,700	509.00	15,626,300	貸付有価証券 20,500株
アミタホールディングス	14,800	410.00	6,068,000	貸付有価証券 7,900株
メディネット	1,006,200	39.00	39,241,800	貸付有価証券 805,200株
アスカネット	51,600	426.00	21,981,600	貸付有価証券 51,000株

アスア	4,500	726.00	3,267,000	貸付有価証券 2,500株
ユナイテッド	68,300	563.00	38,452,900	貸付有価証券 61,900株
Ｓｃｈｏｏ	26,300	705.00	18,541,500	貸付有価証券 24,000株
グロービング	24,300	2,404.00	58,417,200	貸付有価証券 12,800株
ユカリア	48,100	914.00	43,963,400	貸付有価証券 42,900株
ラクサス・テクノロジーズ	32,600	183.00	5,965,800	貸付有価証券 25,400株
リスキル	2,600	3,525.00	9,165,000	貸付有価証券 1,300株
令和アカウンティング・ホールディングス	64,200	728.00	46,737,600	貸付有価証券 51,200株
ｄｅｌｙ	61,200	1,874.00	114,688,800	貸付有価証券 32,500株
ビースタイルホールディングス	2,400	1,217.00	2,920,800	貸付有価証券 1,300株
ブッキングリゾート	8,700	1,084.00	9,430,800	貸付有価証券 4,700株
プログレス・テクノロジーズ　グループ	16,400	1,444.00	23,681,600	貸付有価証券 12,700株
ＬＩＦＥ　ＣＲＥＡＴＥ	10,700	1,331.00	14,241,700	貸付有価証券 5,300株
GMO　ＴＥＣＨ	900	6,780.00	6,102,000	貸付有価証券 500株
弁護士ドットコム	28,600	3,230.00	92,378,000	貸付有価証券 26,200株
アドベンチャー	6,700	3,190.00	21,373,000	貸付有価証券 3,700株
ＺＥＴＡ	38,100	361.00	13,754,100	貸付有価証券 37,700株
日本スキー場開発	40,600	530.00	21,518,000	貸付有価証券 21,600株
トレンダーズ	15,400	899.00	13,844,600	貸付有価証券 8,200株
シンメンテホールディングス	36,600	930.00	34,038,000	貸付有価証券 19,500株
フリークアウト・ホールディングス	22,800	499.00	11,377,200	貸付有価証券 12,200株
ブランジスタ	21,500	680.00	14,620,000	貸付有価証券 11,500株
メタリアル	29,900	651.00	19,464,900	貸付有価証券 23,600株
ＡＩＡＩグループ	5,600	1,329.00	7,442,400	貸付有価証券 5,200株
HANATOUR　ＪＡＰＡＮ	13,400	1,071.00	14,351,400	貸付有価証券 7,200株

ジーニー	19,100	1,565.00	29,891,500	貸付有価証券 10,200株
神戸天然物化学	13,100	1,080.00	14,148,000	貸付有価証券 12,900株
コンヴァノ	2,700	8,220.00	22,194,000	貸付有価証券 1,400株
ポート	26,700	1,834.00	48,967,800	貸付有価証券 14,200株
ベルトラ	54,100	295.00	15,959,500	貸付有価証券 53,400株
フロンティアインターナショナル	3,900	2,147.00	8,373,300	貸付有価証券 2,100株
日本ホスピスホールディングス	19,600	1,042.00	20,423,200	貸付有価証券 19,400株
ピアズ	16,900	625.00	10,562,500	貸付有価証券 8,900株
フィードフォースグループ	21,100	567.00	11,963,700	貸付有価証券 14,000株
ＱＬＳホールディングス	7,900	692.00	5,466,800	貸付有価証券 4,400株
ＷＤＢココ	2,500	2,929.00	7,322,500	貸付有価証券 1,300株
ＮｅｘＴｏｎｅ	25,200	1,945.00	49,014,000	貸付有価証券 13,400株
ステムセル研究所	8,700	939.00	8,169,300	貸付有価証券 4,800株
ＴＷＯＳＴＯＮＥ＆Ｓｏｎｓ	36,700	998.00	36,626,600	貸付有価証券 31,900株
アイドマ・ホールディングス	16,200	1,900.00	30,780,000	貸付有価証券 8,700株
シーユーシー	19,000	1,187.00	22,553,000	貸付有価証券 13,600株
ブリーチ	27,100	328.00	8,888,800	貸付有価証券 14,400株
ナレルグループ	14,800	2,252.00	33,329,600	貸付有価証券 7,800株
トライト	126,700	878.00	111,242,600	貸付有価証券 67,500株
ＧＥＮＤＡ	227,400	819.00	186,240,600	貸付有価証券 216,400株
ライズ・コンサルティング・グループ	41,700	1,117.00	46,578,900	貸付有価証券 22,100株
エフ・コード	18,300	2,399.00	43,901,700	貸付有価証券 9,700株
メンタルヘルステクノロジーズ	15,300	659.00	10,082,700	貸付有価証券 15,000株
ＡＳＮＯＶＡ	10,500	601.00	6,310,500	貸付有価証券 5,700株
マイクロ波化学	50,200	521.00	26,154,200	貸付有価証券 35,700株

リベロ	3,400	1,692.00	5,752,800	貸付有価証券 2,500株
ＡＢ＆Ｃｏｍｐａｎｙ	41,900	944.00	39,553,600	貸付有価証券 22,100株
ラストワンマイル	4,200	3,430.00	14,406,000	貸付有価証券 2,800株
ブティックス	8,600	1,290.00	11,094,000	貸付有価証券 7,800株
ＩＮＦＯＲＩＣＨ	18,500	2,665.00	49,302,500	貸付有価証券 18,200株
アイビス	4,600	3,465.00	15,939,000	貸付有価証券 1,200株
ｉｓｐａｃｅ	218,200	555.00	121,101,000	貸付有価証券 200,600株
マイクロアド	41,100	505.00	20,755,500	貸付有価証券 34,200株
ＩＮＴＬＯＯＰ	4,000	6,750.00	27,000,000	貸付有価証券 2,100株
ジャパニアス	4,200	2,185.00	9,177,000	貸付有価証券 2,300株
プログリット	18,700	1,285.00	24,029,500	貸付有価証券 18,400株
グラッドキューブ	8,900	770.00	6,853,000	貸付有価証券 8,300株
合　計	16,069,400		12,211,241,100	

（ロ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

1.当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間（2025 年 7 月 9 日から 2026 年 1 月 8 日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026 年 3 月 27 日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　髙見　昂平

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東証グロース 250ＥＴＦの 2025 年 7 月 9 日から 2026 年 1 月 8 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東証グロース 250ＥＴＦの 2026 年 1 月 8 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025 年 7 月 9 日から 2026 年 1 月 8 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【東証グロース２５０ＥＴＦ】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 （2025年７月８日現在）	当中間計算期間末 （2026年１月８日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,543,724,203	9,820,683,889
株式	12,211,241,100	8,576,054,400
派生商品評価勘定	7,652,360	149,710,020
未収入金	70,768	222,375,891
未収配当金	3,384,076	6,120,596
未収利息	169,059	190,136
前払金	225,216,420	－
その他未収収益	37,914,329	34,571,864
差入委託証拠金	329,322,112	227,214,691
流動資産合計	26,358,694,427	19,036,921,487
資産合計	26,358,694,427	19,036,921,487
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	146,502,780	334,950
前受金	－	104,650,020
未払受託者報酬	20,755,525	18,128,855
未払委託者報酬	107,123,045	93,020,501
未払利息	5,407,111	4,316,139
受入担保金	9,328,759,965	6,837,383,595
その他未払費用	16,073,190	11,077,196
流動負債合計	9,624,621,616	7,068,911,256
負債合計	9,624,621,616	7,068,911,256
純資産の部		
元本等		
元本	28,960,000,000	21,520,000,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△12,225,927,189	△9,551,989,769
（分配準備積立金）	△151,477,122	△151,477,122
元本等合計	16,734,072,811	11,968,010,231
純資産合計	16,734,072,811	11,968,010,231
負債純資産合計	26,358,694,427	19,036,921,487

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 （自　2024年７月９日 至　2025年１月８日）	当中間計算期間 （自　2025年７月９日 至　2026年１月８日）
営業収益		
受取配当金	9,192,177	11,363,534
受取利息	17,058,424	27,953,920
有価証券売買等損益	△337,947,362	△388,537,953
派生商品取引等損益	△119,036,530	△230,942,460
その他収益	207,423,202	146,354,027
営業収益合計	△223,310,089	△433,808,932
営業費用		
支払利息	11,848,710	19,337,096
受託者報酬	25,511,721	18,128,855
委託者報酬	130,635,035	93,020,501
その他費用	10,786,475	11,077,196
営業費用合計	178,781,941	141,563,648
営業利益又は営業損失（△）	△402,092,030	△575,372,580
経常利益又は経常損失（△）	△402,092,030	△575,372,580
中間純利益又は中間純損失（△）	△402,092,030	△575,372,580
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△19,787,972,046	△12,225,927,189
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,083,430,000	3,659,670,000
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,083,430,000	3,659,670,000
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,526,400,000	410,360,000
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,526,400,000	410,360,000
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△19,633,034,076	△9,551,989,769

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	第８期 (2025年７月８日現在)		当中間計算期間末 (2026年１月８日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額				
	期首元本額	40,860,000,000円	期首元本額	28,960,000,000円
	期中追加設定元本額	4,330,000,000円	期中追加設定元本額	980,000,000円
	期中解約元本額	16,230,000,000円	期中解約元本額	8,420,000,000円
2. 受益権の総数		28,960,000口		21,520,000口
3. 有価証券貸借取引				
	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。	株式 9,147,783,600円	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。	株式 6,628,509,100円
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額	12,225,927,189円	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額	9,551,989,769円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第８期 (2025年７月８日現在)	当中間計算期間末 (2026年１月８日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	(1)有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「中間注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
(株式関連)

第８期（2025 年 ７月 ８日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち１年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	4,660,727,420	－	4,521,877,000	△138,850,420
合計		4,660,727,420	－	4,521,877,000	△138,850,420

当中間計算期間末（2026 年 １月 ８日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち１年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	3,242,599,930	－	3,391,975,000	149,375,070
合計		3,242,599,930	－	3,391,975,000	149,375,070

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（１口当たり情報に関する注記）

第８期 (2025 年 ７月 ８日現在)	当中間計算期間末 (2026 年 １月 ８日現在)
１口当たりの純資産額　578 円	１口当たりの純資産額　556 円

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年 1月 30日現在です。

【東証グロース２５０ＥＴＦ】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	18,290,802,513円
Ⅱ　負債総額	6,640,753,776円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,650,048,737円
Ⅳ　発行済口数	20,760,000口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	561円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等（2026 年 1 月末現在）
①資本金　　370 百万円
②発行する株式の総数　　12,000 株
③発行済株式の総数　　7,400 株
④直近 5 ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（２）委託会社の機構
①会社の意思決定機関
＜株主総会＞
株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分の承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞
取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

②投資運用の意思決定プロセス
投資政策委員会
・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。
運用本部
・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。
ファンド・マネージャー
・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
トレーディング部門
・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。
・委託会社が運用する証券投資信託は 2026 年 1 月 30 日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	88	734,310
単位型株式投資信託	46	138,000
単位型公社債投資信託	3	5,746
合計	137	878,056

3【委託会社等の経理状況】

(1)年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という）第 2 条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日　内閣府令第 52 号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 26 期事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2)中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日　至 2025 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025 年 6 月 30 日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任　あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋　秀 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉 持　奈美子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 26 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の

前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025 年 12 月 25 日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任　あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 秀 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 谷 圭 子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 27 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際

して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

科目 ＼ 期別	前事業年度 （2024年3月31日現在）		当事業年度 （2025年3月31日現在）	
	金額		金額	
（資産の部）				
Ⅰ流動資産				
1　現金・預金		8,322,132		9,552,500
2　直販顧客分別金信託		100		100
3　前払費用		20,977		21,486
4　未収委託者報酬		552,306		581,176
5　未収運用受託報酬		2,838,870		2,559,630
6　未収投資助言報酬		59,563		32,759
7　その他		118,097		191,864
流動資産計		11,912,047		12,939,517
Ⅱ固定資産				
1　有形固定資産		14,540		14,046
(1)建物付属設備	*1 3,710		*1 3,066	
(2)器具備品	*1 10,830		*1 10,979	
2　無形固定資産		580		72
(1)電話加入権	580		72	
3　投資その他の資産		97,218		98,085
(1)投資有価証券	21,684		21,324	
(2)長期差入保証金	74,617		76,044	
(3) その他	916		716	
固定資産計		112,339		112,203
資産合計		12,024,386		13,051,721

（単位：千円）

科目 ＼ 期別	前事業年度 （2024年3月31日現在） 金額		当事業年度 （2025年3月31日現在） 金額	
（負債の部）				
Ⅰ流動負債				
1　預り金		89,089		83,742
2　未払金		3,127,319		3,595,491
3　関係会社未払金		4,950		4,950
4　未払費用		42,751		44,455
5　未払法人税等		1,531,376		1,162,926
6　未払消費税等		409,975		111,249
7　前受金		37,520		17,980
流動負債計		5,242,983		5,020,795
Ⅱ固定負債				
1　資産除去債務		25,506		25,506
2　繰延税金負債		969		842
固定負債計		26,475		26,348
負債合計		5,269,458		5,047,144
（純資産の部）				
Ⅰ株主資本				
1　資本金		370,000		370,000
2　利益剰余金				
(1)利益準備金	92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	6,291,089		7,540,872	
利益剰余金計		6,383,589		7,633,372
株主資本計		6,753,589		8,003,372
Ⅱ評価・換算差額等				
1　その他有価証券評価差額金		1,337		1,204
評価・換算差額等計		1,337		1,204
純資産合計		6,754,927		8,004,577
負債・純資産合計		12,024,386		13,051,721

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

科目 ＼ 期別	前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月 31日） 金額		当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月 31日） 金額	
Ⅰ営業収益				
1 委託者報酬	7,871,197		7,670,040	
2 運用受託報酬	5,100,427		5,897,341	
3 投資助言報酬	98,557		133,451	
4 その他営業収益	26,509	13,096,692	55,604	13,756,436
Ⅱ営業費用				
1 支払手数料	139,793		173,353	
2 調査費				
(1)調査費	68,385		72,873	
(2)委託調査費	130,426		73,810	
3 委託計算費	57,665		53,808	
4 通信費	6,449	402,721	8,422	382,269
Ⅲ一般管理費				
1 給料				
(1)役員報酬	1,513,388		1,571,897	
(2)給料・手当	440,373		461,983	
(3)賞与・退職金等	3,004,356		3,431,794	
2 交際費	9,568		8,954	
3 旅費交通費	39,080		20,373	
4 業務事務委託費	29,019		24,833	
5 租税公課	138,578		140,402	
6 不動産賃借料	113,321		119,840	
7 固定資産減価償却費	4,622		5,362	
8 諸経費	*1 276,013	5,568,322	*1 304,033	6,089,474
営業利益		7,125,648		7,284,693
Ⅳ営業外収益				
1 受取利息	3,652		21,905	
2 為替差益	88,131		－	
3 受取配当金	0		－	
4 その他の営業外収益	－	91,784	929	22,834
Ⅴ営業外費用				
1 為替差損	－		8,939	
2 投資有価証券売却損	76		12	
3 その他の営業外費用	4	80	38	8,990
経常利益		7,217,352		7,298,537
Ⅵ特別利益				
1 保険金収入	297	297	－	－
Ⅶ特別損失				
1 固定資産除却損	0	0	508	508
税引前当期純利益		7,217,649		7,298,029
法人税、住民税及び事業税	1,910,940	1,910,940	2,048,243	2,048,243
当期純利益		5,306,709		5,249,786

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 2,000,005	△ 2,000,005	△2,000,005	－	△ 2,000,005
当期純利益	－	－	5,306,709	5,306,709	5,306,709	－	5,306,709
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	235	235
当期変動額合計	－	－	3,306,704	3,306,704	3,306,704	235	3,306,939
当期末残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 4,000,003	△ 4,000,003	△4,000,003	－	△ 4,000,003
当期純利益	－	－	5,249,786	5,249,786	5,249,786	－	5,249,786
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	△ 133	△ 133
当期変動額合計	－	－	1,249,783	1,249,783	1,249,783	△ 133	1,249,649
当期末残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577

［重要な会計方針］

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備　10 年～18 年

器具備品　　3 年～15 年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3 年又は 5 年）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年 4 回、年 2 回もしくは年 1 回受取ります。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年 4 回もしくは年 2 回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年 4 回受取ります。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年 4 回もしくは年 2 回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る投資助言報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年 4 回受取ります。

(4) 成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

［注記事項］

（貸借対照表関係）

＊1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （2024 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2025 年 3 月 31 日）
建物付属設備	55,251 千円	55,895 千円
器具備品	33,343 千円	37,861 千円
計	88,594 千円	93,757 千円

（損益計算書関係）

＊1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2024 年 4 月 1 日 至　2025 年 3 月 31 日）
諸経費	18,000 千円	18,000 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	－	－	7,400
合計	7,400	－	－	7,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1 株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1 株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 30 日

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項　　（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	－	－	7,400
合計	7,400	－	－	7,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月27日定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月30日定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

（リース取引関係）

1．オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（2024年3月31日）	当事業年度（2025年3月31日）
1年以内	65,716	65,716
1年超	164,290	98,574
合計	230,007	164,290

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	21,684	21,684	－
資産計	21,684	21,684	－

当事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	21,324	21,324	－
資産計	21,324	21,324	－

（注）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（注 2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	87	21,596	－	－
合計	87	21,596	－	－

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	－	21,324	－	－
合計	－	21,324	－	－

（注 3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	－	87	－	87
合計	－	87	－	87

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年 6 月 17 日）第 24-３項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券 21,596 千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券
　投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年 6 月 17 日）第 24-３項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券 21,324 千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券
　投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）
1．その他有価証券
前事業年度（2024年3月31日）　（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	13,164	10,000	3,164
小計	13,164	10,000	3,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,519	9,377	△857
小計	8,519	9,377	△857
合計	21,684	19,377	2,306

当事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	12,751	10,000	2,751
小計	12,751	10,000	2,751
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,573	9,277	△704
小計	8,573	9,277	△704
合計	21,324	19,277	2,047

2.事業年度中に売却したその他有価証券
前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	10,317	0	76

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	87	－	12

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（退職給付関係）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用否認	18,431千円	20,058千円
未払事業税	95,643千円	60,464千円
その他有価証券評価差額金	262千円	222千円
資産除去債務	7,809千円	8,039千円
繰延税金資産小計	122,147千円	88,785千円
評価性引当額（注）	△122,147千円	△88,785千円
繰延税金資産合計	－	－
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△969千円	△842千円
固定資産（除去費用）	△0千円	△0千円
繰延税金負債合計	△969千円	△842千円
繰延税金負債の純額	△969千円	△842千円

（注）評価性引当額が33,361千円減少しております。この減少の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が35,178千円減少したことによります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	0.9%	△0.5%
特別税額控除	△5.1%	△2.1%
その他	0.1%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.5%	28.1%

3．決算日後における法人税等の税率の変更
「所得税法等の一部を改正する等の法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に公布され、2026年４月１日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更されることとなりました。
この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
(1) 当該資産除去債務の概要
オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から25年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
期首残高	25,506千円	25,506 千円
時の経過による調整額	―	―
期末残高	25,506千円	25,506 千円

（収益認識関係）
顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
委託者報酬	3,489,973千円	3,878,257千円
運用受託報酬	1,505,103千円	1,706,530千円
投資助言報酬	98,557千円	133,451千円
成功報酬	7,976,547千円	7,982,593千円
顧客との契約から生じる収益	13,070,182千円	13,700,832千円
その他の収益	26,509千円	55,604千円
外部顧客への売上高	13,096,692千円	13,756,436千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1　製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,871,197	5,100,427	98,557	26,509	13,096,692

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,670,040	5,897,341	133,451	55,604	13,756,436

2　地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
8,001,109	4,944,390	151,191	13,096,692

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
7,843,526	5,776,762	136,148	13,756,436

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3　主要な顧客ごとの情報
前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	4,944,390	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	5,776,762	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	（被所有）直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	（被所有）直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件により報酬の支払いを行っております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業及び投資信託事務委託業	―	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注)	4,944,390	未収運用受託報酬	2,820,466
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント㈱	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	―	投資助言契約 私募取扱契約 役員の兼任	投資助言報酬の受取（注） 私募取扱手数料の受取（注）	72,815 21,703	未収投資助言報酬 その他流動資産	46,695 12,713

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業及び投資信託事務委託業	―	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注)	5,776,762	未収運用受託報酬	2,537,584
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント㈱	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	―	投資助言契約 経営助言等契約 私募取扱契約 役員の兼任	投資助言報酬の受取（注） 経営助言等報酬の受取（注） 私募取扱手数料の受取（注）	84,962 10,815 33,763	未収投資助言報酬 その他流動資産 その他流動資産	21,045 4,719 9,506

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1. シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
2. シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社との投資助言契約、経営助言等契約及び投資事業有限責任組合の持分の私募取扱いに関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
3. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
1株当たり純資産額　912,828円05銭 1株当たり当期純利益金額　717,122円91銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産額　1,081,699円66銭 1株当たり当期純利益金額　709,430円60銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
当期純利益	5,306,709　千円	5,249,786　千円
普通株主に帰属しない金額	－	－
普通株式に係る当期純利益	5,306,709　千円	5,249,786　千円
期中平均株式数	7,400　株	7,400　株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

科目＼期別			当中間会計期間末 (2025年9月30日現在) 金　額
(資産の部)			
Ⅰ流動資産			
1 現金・預金			6,010,521
2 顧客分別金信託			100
3 前払費用			33,528
4 未収委託者報酬			757,143
5 未収運用受託報酬			542,838
6 未収投資助言報酬			45,471
7 その他			221,724
流動資産計			7,611,328
Ⅱ固定資産			
1 有形固定資産			14,713
(1)建物付属設備	*1	2,744	
(2)器具備品	*1	11,969	
2 無形固定資産			72
(1)電話加入権		72	
3 投資その他の資産			128,590
(1)投資有価証券		24,075	
(2)出資金		26,593	
(3)長期差入保証金		77,304	
(4)その他		616	
固定資産計			143,375
資産合計			7,754,704

（単位：千円）

科目	期別	当中間会計期間末 (2025年9月30日現在)
		金　額
（負債の部）		
Ⅰ流動負債		
1 預り金		84,874
2 未払金		80,004
3 関係会社未払金		4,950
4 未払費用		45,369
5 未払法人税等		1,045,561
6 未払消費税等		114,251
7 前受金		11,013
流動負債計		1,386,024
Ⅱ固定負債		
1 資産除去債務		25,506
2 繰延税金負債		1,565
固定負債計		27,071
負債合計		1,413,096
（純資産の部）		
Ⅰ株主資本		
1 資本金		370,000
2 利益剰余金		
(1)利益準備金	92,500	
(2)その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,875,974	
利益剰余金計		5,968,474
株主資本計		6,338,474
Ⅱ評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		3,132
評価・換算差額等計		3,132
純資産合計		6,341,607
負債・純資産合計		7,754,704

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

科目	期別	当中間会計期間 （自 2025年4月 1日 至 2025年9月 30日） 金　　額
Ⅰ営業収益		
委託者報酬		3,734,630
運用受託報酬		1,031,336
投資助言報酬		75,485
その他営業収益		22,320
営業収益計		4,863,773
Ⅱ営業費用		201,681
Ⅲ一般管理費	*1	1,305,343
営業利益		3,356,748
Ⅳ営業外収益		
受取利息		14,040
受取配当金		1
投資有価証券売却益		1
組合投資利益		75
その他営業外収益		0
営業外収益計		14,119
Ⅴ営業外費用		
為替差損		40,296
その他営業外費用		15
営業外費用計		40,312
経常利益		3,330,554
税引前中間純利益		3,330,554
法人税、住民税及び事業税		995,449
中間純利益		2,335,105

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2025年4月1日　至　2025年9月30日）　（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577
当中間期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 4,000,003	△ 4,000,003	△ 4,000,003	－	△ 4,000,003
中間純利益	－	－	2,335,105	2,335,105	2,335,105	－	2,335,105
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	－	－	－	－	－	1,927	1,927
当中間期変動額合計	－	－	△ 1,664,897	△ 1,664,897	△ 1,664,897	1,927	△ 1,662,970
当中間期末残高	370,000	92,500	5,875,974	5,968,474	6,338,474	3,132	6,341,607

重要な会計方針

期別 項目	第27期中間会計期間 （自 2025年4月 1日 至 2025年9月 30日）
1.有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合に類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 10年～18年 器具備品 3年～15年
3.収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。 また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年4回もしくは年2回受取ります。 また、当社のグループ会社から受け取る投資助言報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

	(4) 成功報酬 成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 27 期 中 間 会 計 期 間 末 2025 年 9 月 30 日現在	
※1　有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	56,217 千円
器具備品	40,209 千円

(中間損益計算書関係)

第 27 期 中 間 会 計 期 間 (自　2025 年 4 月　1 日 至　2025 年 9 月 30 日)	
※1　減価償却実施額	
有形固定資産	2,669 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第 27 期中間会計期間（自　2025 年 4 月 1 日　至　2025 年 9 月 30 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	7,400	－	－	7,400
合計	7,400	－	－	7,400

2. 配当に関する事項

(1)　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1 株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 30 日定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 30 日

（リース取引関係）

第 27 期中間会計期間末

（2025 年 9 月 30 日）

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

一年以内	65,716 千円
一年超	65,716 千円
合計	131,432 千円

（金融商品関係）
第 27 期中間会計期間末（2025 年 9 月 30 日）
1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	24,075	24,075	―
資産計	24,075	24,075	―

（注）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-３項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注 1）市場価格のない投資事業有限責任組合に類する組合への出資金は「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	当中間貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合に類する組合への出資金（注）	26,593
合計	26,593

（注）投資事業有限責任組合に類する組合への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	―	―	―	―
合計	―	―	―	―

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年 6 月 17 日）第 24-３項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。中間貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券 24,075 千円であります。なお、期首残高から中間期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

１．　その他有価証券

第 27 期中間会計期間末（2025 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	15,068	10,100	4,968
小計	15,068	10,100	4,968
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,007	9,277	△269
小計	9,007	9,277	△269
合計	24,075	19,377	4,698

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
第 27 期中間会計期間（自　2025 年 4 月 1 日　至　2025 年 9 月 30 日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25,506 千円
時の経過による調整額	－千円
当中間会計期間の期末残高	25,506 千円

（収益認識関係）

第 27 期 中 間 会 計 期 間 （自　2025 年 4 月　1 日 至　2025 年 9 月　30 日）
顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

委託者報酬	2,052,364 千円
運用受託報酬	1,012,331 千円
投資助言報酬	75,485 千円
成功報酬	1,701,271 千円
顧客との契約から生じる収益	4,841,452 千円
その他の収益	22,320 千円
外部顧客への売上高	4,863,773 千円

（セグメント情報等）
第 27 期中間会計期間（自　2025 年 4 月 1 日　至　2025 年 9 月 30 日）

セグメント情報
当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報
1　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,734,630	1,031,336	75,485	22,320	4,863,773

2　地域ごとの情報
(1)　営業収益

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
3,849,121	953,008	61,643	4,863,773

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)　有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港） カンパニー・リミテッド	953,008	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第27期中間会計期間 （自　2025年4月　1日 至　2025年9月 30日）
1株当たり純資産額　856,973円97銭 1株当たり中間純利益金額　315,554円81銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	2,335,105千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益	2,335,105千円
期中平均株式数	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

東証グロース250ETF

追加型証券投資信託

信託約款

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東証グロース２５０ＥＴＦ
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は証券投資信託であり、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項、第２項および第33条第１項、第３項において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）

第２条　委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金300億円を限度として信託金を追加することができます。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第52条第１項および第２項、第53条第１項、第54条第１項および第56条第２項の規定によって信託を終了させることがあります。

（金融商品取引所への上場）

第４条　委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所（金融商品取引所とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置にしたがうものとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第７条第１項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属

します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

（受益権の併合、分割および再分割）

第7条　委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

③　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。

④　前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行う場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行います。

1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。
2. 端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。
3. 前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。
4. 振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。
5. 受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行う場合があります。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の

振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後 5 時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（2 万口）以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後 5 時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。

1. ファンドの計算期間終了日（決算日）の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の 5 営業日前から起算して 5 営業日以内）
2. ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間
3. 受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の 3 営業日前から前営業日まで
4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
5. なお、上記 1～4 に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みまたは一部解約請求を受け付ける場合があります。

③ 前 2 項の規定にかかわらず、株価指数先物取引について、次の各号に該当する場合には、原則として、委託者は、前営業日の取得申込の取り消しを行うものとします。

1. 株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会が行われないとき、

もしくは停止されたとき

2. 取得申込日の翌営業日の株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における株価指数先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの株価指数先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

④　第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。

⑤　第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者お

よび受託者に対抗することができません。

（受益者名簿の作成と名義登録）

第15条　受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第6条の受益者について、その氏名または名称および住所その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

②　受託者は、計算期間終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

③　受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第１項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第2項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

④　前項に規定する名義登録は、第41条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
   ハ．金銭債権
   ニ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1 から 8 の証券または証書の性質を有するもの

10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）で 12 に定めるもの以外のもの。

12. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）

14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

15. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）

16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で 18 の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 9 号および第 15 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号の証券および第 9 号および第 15 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 10 号および第 11 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で 5 の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代

理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 33 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条、第 23 条、第 25 条から第 29 条、第 31 条、第 36 条から第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条、第 23 条、第 25 条から第 29 条、第 31 条、第 36 条から第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行います。

1. この信託は、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証グロース市場 250 指数（以下「対象指数」といいます。）を原資産とする株価指数先物取引の買い建て、または対象指数に採用されている株式への投資、あるいは同株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行います。
2. 株価指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。
3. 次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。
   a. 対象指数の計算方法が変更された場合
   b. 対象指数に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、対象指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合
   c. 追加信託ならびに一部解約の指図を行う場合
   d. その他、連動性を維持するために委託者が必要と認めた場合
4. ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
5. 株式への投資割合には制限を設けません。
6. 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場さ

れることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします
7. 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
8. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
10. わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
11. わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
12. わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
13. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
14. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
15. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
   a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
   b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
   c. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
16. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
17. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
18. 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

19. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

a. 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

b. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内

c. 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

20. デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

21. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、対象指標は次に掲げる要件を満たすことから、対象指標を構成する有価証券等の発行体等のエクスポージャーを零とみなしてエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率を計算します。

a. 投資信託委託業者等以外の者によって算出されるものであること

b. 指数及びその算出方法が公表されているものであること

c. 有価証券指数にあっては、多数の銘柄の価格を総合的に表すものであること

（収益分配方針）

第 20 条　信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

②　売買益が生じても、分配は行いません。

（投資する株式等の範囲）

第 21 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 22 条 委託者は、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

（先物取引等の運用指図）

第 23 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 24 条 デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により「リスク量」として算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第29条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部

を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第30条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第31条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第32条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第33条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第34条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第35条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第36条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第37条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第38条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

③　一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第39条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第40条　信託財産に属する有価証券について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金よびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを

定めます。

（信託の計算期間）

第41条　この信託の計算期間は、毎年7月9日から翌年7月8日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成30年7月8日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第42条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第43条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」（消費税等に相当する金額を含みます。）といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

②　前項に定める諸費用にかかわりなく、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）

10. 受益権の上場に係る費用

11. ファンドにおいて、約款に定める基本方針に沿う運用を行うために必要な対象指数の指数値、構成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用

③　委託者は、前 2 項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を何時にても見直すことができます。

④　前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。

⑤　前項の場合において、第 2 項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年 10,000 分の 20 とします。）を乗じて得た額とし、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等）

第 44 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第 1 号により計算した額に、第 2 号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 以内で委託者が定める率を乗じて得た額
2. 第 27 条に規定する株式の貸付を行った場合は、その品貸料の 50%以内の額

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第 1 項に規定する信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 45 条　信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第 43 条の諸費用、第 44 条の信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額（以下「信託報酬等」といいます。）を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

②　毎計算期末に信託財産から生じた第 1 号に掲げる利益の合計額は、第 2 号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

（収益分配金および償還金の支払い）

第46条　収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。

②　償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。

③　前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。

④　受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

⑤　第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第15条第3項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

⑥　第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。

（一部解約金の支払い）

第47条　一部解約金は、第50条第1項に規定する解約申込日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第50条第4項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第50条第5項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第48条　受益者が、収益分配金については第46条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第46条第6項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第49条　受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に、未払残高があるときおよび償還金について支払開始日から10年経過した後に、未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

②　受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金および償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

③　受託者は、一部解約金について第47条第1項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

④　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に一部解約金を払い込んだ後は、受益者

に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第50条　受益者は、販売会社の営業日に、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の午後5時までに、最低口数（2万口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後5時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。なお、解約請求上限口数は、解約申込日の総口数残高の3分の1または100万口のいずれか大きい口数とします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受付けを停止します。

1. ファンドの計算期間終了日（決算日）の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内）
2. ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
3. 受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の3営業日前から前営業日まで
4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
5. なお、上記1～4に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みまたは一部解約請求を受け付ける場合があります。

③　前2項の規定にかかわらず、株価指数先物取引について、次の各号に該当する場合には、原則として、委託者は、前営業日の一部解約請求の取り消しを行うものとします。

1. 株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の解約申込日の翌営業日の午後立会が行われないとき、もしくは停止されたとき
2. 解約申込日の翌営業日の株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における株価指数先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの株価指数先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

④　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。

⑥　前項の一部解約の価額は、第1項に規定する解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額

を控除した価額とします。

1. 信託財産留保額は、設定当初は0.5%の率を乗じて得た額（1口当たり）を上限とします。

2. 定期的に留保率の見直しを行います。

⑦　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。

⑧　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第6項の規定に準じて計算された価額とします。

⑨　販売会社は、受益者からの一部解約請求に応ずる場合は、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

⑩　一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に解約申込日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第51条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第52条　委託者は、平成32年7月8日以降、受益権の総口数が30万口を下回ることとなった場合、もしくは、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、第4条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合（これらを包括して「廃止された」といいます。）は、受託者と合意のうえ、その廃止された日に、投資信託を終了するための手続きを開始し、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが、困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 53 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 57 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 54 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 57 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託者と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 55 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 56 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 57 条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第 57 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 29 条の 2 に規定する「軽微な併

合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第58条　第52条に規定する信託契約の解約、または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第52条第3項又は前条第2項に規定する書面に付記します。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第59条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第60条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.simplexasset.com/

②　前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第61条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成30年1月31日

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
委託者　シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者　三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社

付表

・第６条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

Simplex
Asset Management